

介護施設サービスにおける食費・居住費の負担を助成します

■ここにこ甘楽☎(67)7655 健康課介護保険係 内線621・622

介護保険事業には、所得に応じて利用者の負担が軽減される制度があります。該当するかは世帯の所得状況によって異なりますので、まずはお問合せください。

介護保険 負担限度額認定申請

介護保険の施設サービスを利用するときの食費や居住費の負担を助成する制度です。

◎対象となる費用

次の施設で入所またはショートステイを利用した場合の食費と居住費

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

◎対象となる人

対象となる課税や所得の状況は下の表のとおりで、認定されると「介護保険負担限度額認定証」が交付され、認定証に記載されている限度額以上の自己負担が助成されます。

対象となる人	利用者負担の段階
老齢福祉年金受給者で、世帯全員の住民税が非課税の人、または生活保護受給者の人など	第1段階
世帯全員の住民税が非課税で、利用者本人の合計所得金額+課税年金収入額および非課税年金(遺族年金・障害年金)の合計が80万円以下の人など	第2段階
世帯全員の住民税が非課税で、上記に該当しない人	第3段階

※世帯全員とは世帯分離している配偶者も含みます。
※単身で1千万円以上、世帯分離していても夫婦で2千万円以上預貯金がある人は給付対象外です。

◎適用期間

平成30年8月1日

～平成31年7月31日

◎申請期間

7月2日～8月1日

◎持参するもの

- ① 預貯金通帳、有価証券などの写し(銀行名、支店、口座番号、名義、最終残高が分かる部分)
- ② 負債がある場合は、そのことが分かるものの写し
- ③ 本人と配偶者の認め印

※現在助成を受けていて、引き続き対象となる人には町から更新の通知と申請書をお送りします。



甘楽町安全安心メール

町の火災防災・防犯・行政情報をいち早く受信できます。

平成24年11月25日から配信を開始し、現在2,250人が登録しています。登録方法は右のQRコードに空メールをお送りください。詳細は町ホームページ、町民カレンダーをご覧ください。



QRコード





新緑を眺めながらストレッチ体操

高齢者が気軽に立ち寄れる「にこにこサロン」を毎週月曜日の午前中、にこにこ甘楽内の地域包括支援センターで開いています。
お茶やコーヒーを飲みながら、おしゃべりや昔あそび、将棋などの趣味をボランティアと一緒に楽しんでいます。
また、ストレッチ体操をしたり、生活や介護の相談も行っています。

高齢者の交流・居場所づくり

■にこにこ甘楽 ☎(67)7655 健康課地域包括支援センター 内線621



真剣なまなごしで将棋の対決

日時 毎週月曜日(祝日除く)
午前9時～正午
場所 にこにこ甘楽
地域包括支援センター
対象 町内に住む65歳以上の入

※お申込みは不要ですので、お気軽にご参加ください。
※サロンの運営をお手伝いいただけるボランティアも募集しています。手芸や将棋、歌や楽器が得意な人、大募集です。

ふるさとづくり寄附金

敬称略・公表希望の方のみ掲載しています。5月21日入金確認まで掲載。総合計 128,889,415 円

① 歴史を生かしたまちづくりに関する事業
累計合計 58人 2,955,000 円

氏名	金額
堀口育男(茨城県水戸市)	75,000 円

② 自然環境の保全に関する事業
累計合計 35人 2,085,000 円

氏名	金額
堀口育男(茨城県水戸市)	25,000 円

③ 健康増進及び福祉の向上に関する事業
累計合計 63人 18,622,676 円

④ 子育て支援に関する事業
累計合計 0人 0 円

⑤ 産業の振興に関する事業
累計合計 27人 1,703,689 円

⑥ 教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業
累計合計 60人 10,616,123 円

氏名	金額
有限会社中野プラスチック(善慶寺)	1,000,000 円

⑦ 町民参加のまちづくりに関する事業
累計合計 1,040人 31,374,569 円

⑧ その他目的達成のために町長が必要と認めた事業
累計合計 128人 61,532,358 円

●●● 善意に深く感謝し、広く皆さんにお知らせします ●●●

新指定町文化財を紹介します 其の三(最終回)

社会教育課文化財保護係 内線523

織田宗家の系譜
織田氏の位牌

崇福寺(小幡)境内の位牌堂に織田信雄をはじめとする10体の位牌が祀られています。うち1体は判読不能ですが、八代信邦の位牌に似ており、七代信富の位牌の可能性が推考されます。
大名家の位牌はめつたにあるものではなく大変貴重なものです。



総高95cmを超える織田氏の位牌

明和風土記
(寛政本・文化本)



町歴史民俗資料館に展示されている寛政本2冊(写真上)と文化本1冊

『明和風土記』の原作者、年代は不明です。寛政本は、寛政10年(1798)12月の年号が書かれている上下2冊の筆写本です。文化本は、文化5年(1808)9月の年号がある1冊の筆写本です。

寛政本、文化本ともに嘉永本(『明和風土記』上下2冊本・昭和38年(1963)4月1日町指定重要文化財に指定)とほぼ同じ内容で、小幡藩織田氏が国替えるきっかけとなった「明和事件」が書かれています。小幡藩に起こった実際の事件を物語風に著し、当時実在した人物の名前も多数記されています。

養蚕の最盛期を語る
甘楽社小幡組由来碑

大正6年(1917)3月、甘楽社小幡組組合員が協議し、組合の歴史を後世に伝え、ますますの隆盛を図るために本碑を建てました。
高さ80cmの台石上にあり、碑高1.94m、幅1.02m、厚さ15cm、石材は黒御影石です。碑文を訳すと「邑ニ養蚕セザルノ家ナク製絲セザルノ婦ナシ」となり、村中が養蚕に携わり、製糸をしない女性はいなかったことが理解できます。当地域の養蚕業をけん引してきた甘楽社小幡組の歴史を伝える貴重な由来碑です。



甘楽富岡農業協同組合甘楽支所(福島)内に建立

町内歴史散策のお供に
改訂版
『甘楽町の文化財』を販売

既指定文化財99件に、平成30年1月、追加指定の文化財9件と国重要無形文化財保持者(人間国宝)須田賢司氏、日本遺産などを反映、写真入りで解説した『甘楽町の文化財』とその所在地を示す『甘楽町文化財マップ』の改訂版を刊行しました。



『甘楽町の文化財』(マップ付き)定価500円

『甘楽町文化財マップ』A2版(約60cm×42cm)定価1000円

【販売場所】

- 町教育委員会文化財保護係(公民館1階)
- 町歴史民俗資料館
- 国指定名勝「梁山園」
- 甘楽ふるさと館

保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

保険料の追納をおすすめします



国民年金保険料の免除(全額免

除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金の受け取る年金額は、保険料を全額納付したときよりも少なくなりません。

そこで、これらの期間は10年以上(例えば、平成30年4月分は平成40年4月末まで)であれば、さかのぼって納付(追納)することができ、将来受け取る年金額を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受けたられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされますので、お早めの追納

をおすすめします。

追納したい場合には申し込みが必要です。希望される人は、住民係または高崎年金事務所までお申し出ください。

〈手続きに必要なもの〉

- 年金手帳
- マイナンバーのわかるもの
- 認め印

注意事項

- ・ お申し込みにより、納付書が発行されますので、この納付書によりお支払いしていただきます(口座振替ならびにクレジット納付はできません)。
- ・ 承認などをされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。

クール・ビズを実施しています

町では、経費節減と二酸化炭素排出量削減のため、使用電力量10%~15%削減を目標に次のとおり取り組みます。

- 1 5月7日から10月31日までクール・ビズを実施します
- 2 冷房の設定温度は28℃とします
- 3 蛍光灯の削減を継続します
- 4 緑のカーテンを設置します
- 5 パソコン、プリンターなどの電源をこまめに切るよう心掛けます
- 6 夜間就業時のLED電気スタンド利用を推奨します
- 7 役場本庁舎、文化会館はデマンド監視制御装置により最大電力量を制御します
- 8 会議などの通知にクール・ビズの協力依頼を記入します

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



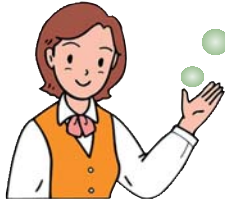
→5月2日、グリーンカーテン用のネットを設置し、ゴーヤの苗を植えました(役場本庁舎東・南面)



大切な 家族の会話 忘れずに
家族の輪 話して広がる いい笑顔
(小幡小6年 橋本留緒)
(福島小5年 金井俐樹)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が平成29年度に募集した「家庭の日」標語の優秀賞作品です。(学年は29年度・敬称略)

毎月 第1日曜日 家庭の日



ハイ!こちら消費生活センターです

vol. 79

昨年度の相談件数は113件でした

(前年比+ 25 件)

平成29年度消費生活相談件数

相談件数		113
販売方法	訪問販売	6
	電話勧誘	7
	連鎖販売(マルチ)	0
	通信販売	25
	店舗販売	5
	送りつけ商法	0
	その他	70
性別	男	24
	女	86
	不明	3
年齢	10歳代~20歳代	7
	30歳代~40歳代	9
	50歳代~60歳代	68
	70歳以上	24
	不明	5

相談の特徴

- ・ 架空請求やアダルト情報サイト、情報通信サービスの相談が増えました。
- ・ 利用した覚えのないサイト利用料や消費料金の請求などの架空請求の相談は全体の42%を占めています。
- ・ 相談者の年齢は前年と比べ70歳以上は減少し、60歳代が増えました。架空請求はがきの送りつけが影響しています。

消費料金に関する訴訟告知のお知らせと称した「架空請求はがき」の相談が47件(67%)



- 商品・サービスなどの契約トラブル
- 悪質商法の被害にあった
- 業者と契約トラブルになった
- 身に覚えのない請求がきた
- これ以上借金が返せない

相談専用電話・FAX

あなたの相談に **みみをむ** けます

74-3306

…甘楽町消費生活センター…

相談は…月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

役場 西庁舎1階 **相談は無料です**

環境保健協会 からののお知らせ

vol.110

6月は県の廃棄物適正処理推進強化月間です

「地域の環境はみんなで守りましょう！」

産業廃棄物 110 番

提供内容

- ◎現場はどこですか？
- ◎廃棄物の種類は何ですか？
- ◎捨てた人を見ましたか？
(不明の場合は不要です)

夜間や早朝に、山間部など人目につかないところで、悪質な廃棄物の不法投棄が発生しています。

地域の環境を守っていくために、皆さんの力が必要です。「早期発見・早期撤去」のため、早めの通報にご協力をお願いします。

<通報先> 群馬県産業廃棄物 110 番



フリーダイヤル

ハイ ゴミ ツー ホー
0120-81-5324